貿易関係貿易外取引等に関 する省令

通商産業省令第8号 平成10年3月4日

最終改正 経済産業省令第1号 平成19年1月4日

第1条から第7条まで(略)

(銀行等の確認等)

- 第8条 銀行等(法第16条の2に規定する銀行等をいう。以下同じ。) 又は郵政官署は、その顧客の支払等が法第17条第1項第一号に規定する支払等又は同項第三号の規定に基づく令第7条第一号若しくは第二号に規定する取引に係る支払等に該当すると認められる場合には、当該顧客から当該取引又は支払等に係る許可証又は延長許可証若しくは変更許可証(第3項において「許可証等」という。) の提示を求め、経済産業大臣の許可を受けていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行うものとする。
- 2 銀行等又は郵政官署は、その顧客の支払等が法第17 条第1項第三号の規定に基づく令第7条第四号に規定 する貨物の輸入に係る支払等に該当すると認められる 場合には、当該顧客から当該貨物の輸入に係る輸入承 認証の提示を求め、経済産業大臣の輸入の承認を受け ていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る 為替取引を行うものとする。
- 3 銀行等又は郵政官署は、前2項の規定による確認の 上その顧客と支払等に係る為替取引を行ったときは、 当該顧客から提示を受けた許可証等又は輸入承認証の 裏面の「銀行等又は郵政官署の記載欄」に当該支払等 に係る為替取引を行った年月日及び金額を記入の上、 確認印を押印し、当該許可証等又は輸入承認証を当該 顧客に返還するものとする。

第9条から第11条まで(略)

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 3 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 4 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 5 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等又は郵政官署の記載欄

送金(又は受領)年月日	金	額	銀行等又は郵政官署確認印

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 3 鉱業権等の移転等に係る取引については2の(2)の欄は記載する必要はない。
- 4 保証については2の(4)の欄は記載する必要はない。
- 5 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 6 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 7 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等又は郵政官署の記載欄

送金(又は受領)年月日	金	額	銀行等又は郵政官署確認印

注 意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 3 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 4 記名押印をする者は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とすること。

銀行等又は郵政官署の記載欄

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項の規定により許可を受けた許可証については、 記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金	額	銀行等又は郵政官署確認印

銀行等又は郵政官署の記載欄

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 3 項の規定により許可を受けた許可証については、 記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金	額	銀行等又は郵政官署確認印